

声に出さなきゃ
上がらない



国が後押し! みんなで要求・請求しよう! 賃金・単価 UP

第三次・担い手3法

“著しく低い労務費”は法律違反に

全国の仲間が一丸となって取り組んだ
「持続可能な建設業の実現に向けた100万人国会請願署名」
国会で請願が採択され、「適正な賃金の支払い」
「労働者の適切な処遇の確保」を盛り込んだ法律ができました!

今がチャンス!!



言いにくいことも
しっかり言うこと

きちんと説明し
必ず請求

声に出さなければ
「満足している」と
思われる

従業員・家族の生活を
背負っていることを訴
えたら理解を得られた。

組合員の声
- 賃金討論集会 -

「あかんかったら
しゃあない」で請求



兵庫県建設労働組合連合会

賃金・単価UPの請求は



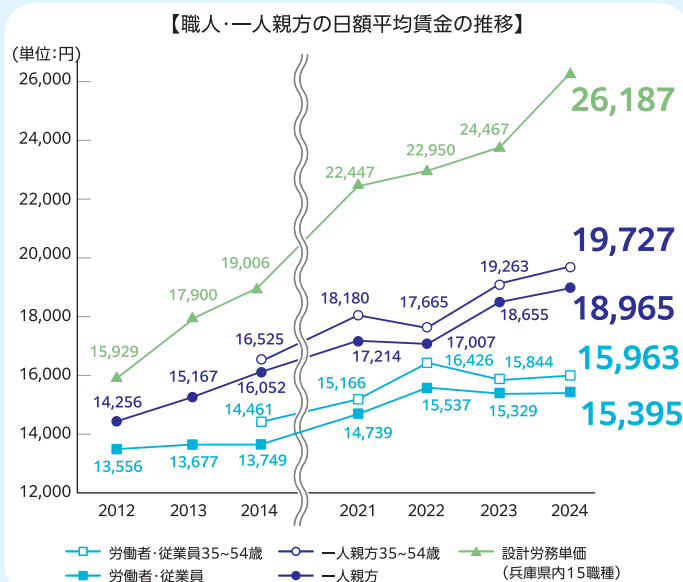
物価と賃金相場は大幅に上昇しています！

国が公表している「公共工事設計労務単価」は13年連続で引き上げられています。例えば、兵庫県内の2012年の設計労務単価は平均15,929円(主要15職種)でしたが、2025年は27,887円まで引き上げられ、約75%も上昇しています。これに対し、兵庫県連で実施した賃金アンケートの結果では一人親方では18.1%、労働者・従業員では12.0%にとどまっています。

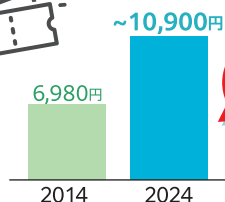
私たちの身の回りのサービスや食品、仕事の材料もこの10年間でかなりの値上げがされてきました。



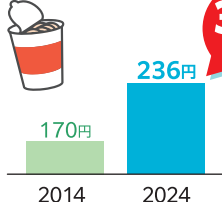
世の中みんな上がってる！
なんでボクたち建設労働者の
賃金を上げたらダメなの？



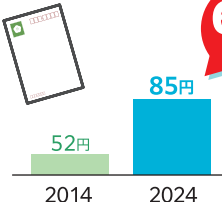
USJのチケット



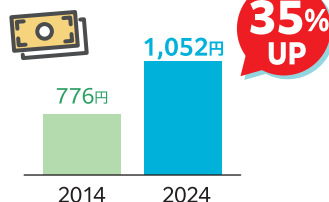
カップヌードル



ハガキ代



最低賃金(兵庫県)



第三次担い手3法が成立！国と業界団体が賃上げを後押し！
今が最大のチャンス！



物価は上がり、公共工事設計労務単価も上がり続けていますが、私たちの賃金だけが上がっていません。そんな中、昨年、建設業の担い手3法(建設業法・入契法・品確法)が改正され、**中央建設業審議会(中建審)**が建設業の「**労務費の基準(標準労務費)**」を作成・勧告し、この**標準労務費を著しく下回る労務費での契約を禁止することが建設業法に明記されました(2025年12月施行予定)**。

また、昨年は当時の首相・国土交通大臣が建設業4団体との懇談の中で、「**技能労働者の賃金について5%を十分に上回る上昇を目指す**」ことを確認しており、国と業界団体が一体となって建設業従事者の賃金引き上げを後押ししています。私たちが賃金引き上げの声をあげる環境は整っており、**今が最大のチャンス**です！

常識の時代です！

適正な賃金・労務費を 「請求・要求・交渉」しよう！

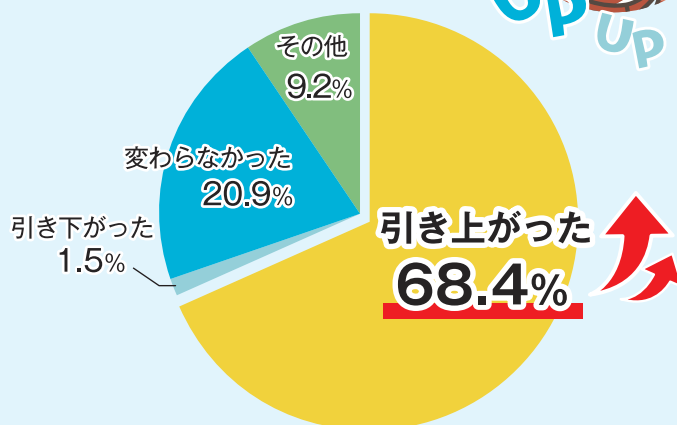


要求・請求・交渉した人の
7割が引き上げを勝ち取りました！

2024年6月に東京土建が実施したアンケート調査によると、賃金・単価の請求・要求・交渉した人のうち**7割の人が賃金・単価の引き上げを勝ち取っています**。請求・要求した多くの人が賃金・単価の引き上げに成功しています。

今までは声を出すと「他に安いところはナンボでもある！よそに頼むわ」と仕事を切られる恐れがありましたが、みんなで一斉に声をあげれば安いところはありません。**まずは一人ひとりが声に出すことから始めてみませんか？**

【請求・要求・交渉した結果】



みんな賃金・単価
引き上げの声を
あげてるよ！

賃金



事業主のみなさん

上請企業と交渉することが
経営と従業員を守る。
価格転嫁が必要です！



資材高騰分を契約金額・価格に転嫁できなければ、事業主の経営は悪化し、従業員の賃上げ要求や働き方改革に応えることができません。今の時代、低賃金では従業員が辞めてしまいます。解決の道は、上請企業や施主に請求・要求・交渉することによって、賃金・単価引き上げを実現することです。

上請に適正に請求するためには「材工一式」の見積ではなく、引き上げの根拠が示せる、法定福利費・適正工期等を明示した「標準見積書」の活用が重要です。**資材高騰分だけではなく、従業員の生活を守るために「労務費」の引き上げも請求しましょう！**従業員を守れるのは事業主だけです。



一人親方のみなさん

自分の仕事に誇りを
持って。ウデを安売
りせずに交渉を！



建設業で働く人は、手に職をつけた技能労働者です。誰にでもできる仕事ではありません。みんな、誇りを持って仕事をしています。その誇りを安売りせずに、自分のウデに自信を持って、単価の引き上げを要求しましょう。

労務が中心の一人親方は、「報酬(賃金)」部分が請負契約の中に含まれてしまい、業者間契約なのか、労働関係における労働契約なのかが不明確な実態も。健康保険料や労災保険料、その他の経費などの負担分をしっかりと把握して、必要経費を含めた適正な報酬額(単価)で見積・契約しましょう。

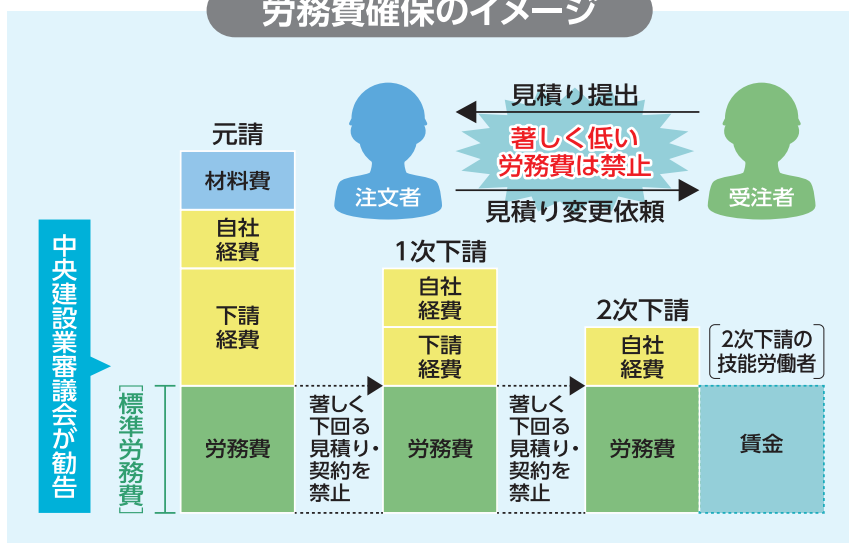
「第三次・担い手3法が成立」 価格交渉を進めよう!

労働者の適正な賃金支払い・ 処遇確保が盛り込まれる

建設業法では「事前の見積り・対等な交渉・書面契約・適正価格」を定めています。「受注競争のために労務費を著しく低く抑える行為」は今回の改正で指導・監督の対象になります。

「**労務費の基準(標準労務費)**」が作成(2025年12月施行予定)され、「**労働者の処遇確保**」が**建設業者の努力義務**になりました。標準労務費を確保し、技能労働者への適正な賃金の行き渡りが必要です。

労務費確保のイメージ



価格交渉促進月間(3月・9月)

4月と10月に価格の改定をする企業が多いことから、国は毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と定め、昨今の原材料価格やエネルギー価格、労務費等の上昇分を下請中小企業が適切に取引先に価格転嫁できるよう、受注者間の価格交渉を促進しています。

2024年9月のフォローアップ調査結果では、**月間中に価格交渉できた企業は86%あり、そのうち70%が労務費についても価格交渉できた**という結果が出ています。



フォローアップ
調査結果



単価の引き上げ交渉には根拠を示すことが必要です

中小企業庁が公表している「**価格交渉ノウハウ・ハンドブック**」や「**中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック**」、埼玉県が公表している「**価格交渉支援ツール**」なども参考にしましょう。

埼玉県の「主要原材料等の高騰状況」は国が公表している全国的な数字をまとめたものなので、兵庫県でも使用できる内容になっています。

賃金・単価を引き上げることで若い人が入職してくる持続可能な建設業を目指しましょう!



価格交渉ノウハウ・
ハンドブック



中小企業・小規模
事業者の価格交渉
ハンドブック



価格交渉支援ツール

品質の確保
にも必要



建設キャリアアップシステム

能力評価に応じた賃金を



建設業法に「労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価」という文言が明記されました。今後、**公共工事ではCCUSのレベル別に賃金が決められる可能性**を示しています。CCUSに未登録の方は所属の組合までご相談ください。

●CCUSレベル別年収の概要(国土交通省公表資料より抜粋)

全国(全分野) (年収)	レベル1(下位～中位)	レベル2(中位)	レベル3(中位)	レベル4(中位～上位)
	374万～501万円	569万円	628万円	707万～877万円

※本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払を義務付けるものではない ※「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない